平成３０年（フ）第１３号
大分県別府市照波園町６番５号
債務者　干潟　紀枝
1　決定年月日時　平成30年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第８号
北海道苫小牧市末広町１丁目12番１―508号
債務者　小野　喜徳
1　決定年月日時　平成30年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第２号
宮城県伊具郡丸森町字飯泉１番地　町営竹谷住宅22号
債務者　福井　英樹
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第３号
宮城県伊具郡丸森町字飯泉１番地　町営竹谷住宅22号
債務者　福井　雄美
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第４９号
秋田県大仙市花館字葛野168番地１　サニーマーヨバレーＡ202、前住所秋田県大仙市大曲川原町７番29号　クラールⅠ101号
債務者　鈴木　圭子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第５１号
秋田県大仙市南外字上野128番地４
債務者　伊藤麻生子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第５３号
秋田県仙北郡美郷町本堂城回字若林117番地１
債務者　渡邊智恵子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成３０年（フ）第７号
岐阜市大洞柏台１丁目１番地　（市営住宅大洞緑団地　12号棟1256号室）
債務者　長縄　　清
1　決定年月日時　平成30年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第３７号
兵庫県尼崎市金楽寺町１丁目４番20―101号
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第３８号
兵庫県尼崎市金楽寺町１丁目４番20―101号
債務者　中村いつ江
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２５８号
奈良県葛城市忍海464番地１　セントフィールド葛城Ⅱ101号
債務者　三木　千春（旧姓栗本）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２７６号
奈良県香芝市瓦口2137　ライフインサンヨー五位堂1002号室、住民票上の住所奈良県香芝市西真美１丁目32番地２
債務者　奥川恵美子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
鳥取県鳥取市徳吉272番地１　市住Ｒ６―15号、旧住所東京都江戸川区船堀７丁目２番13号
債務者　森　　純子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５３号
山口県下関市安岡本町３丁目３番６号、前住所福岡県行橋市東大橋２丁目５番72号
債務者　野上多英子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２８７号
徳島県徳島市鮎喰町１丁目246番地　藤岡方、旧住所徳島県徳島市南庄町４丁目40番地
債務者　藤田　孝行
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８８号
徳島県徳島市鮎喰町１丁目246番地　藤岡方、旧住所徳島県徳島市南庄町４丁目40番地
債務者　藤田　みさ
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１号
徳島県徳島市北田宮２丁目２番60―202号　コーポ鈴木
債務者　寺井　公江
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
徳島地方裁判所民事部